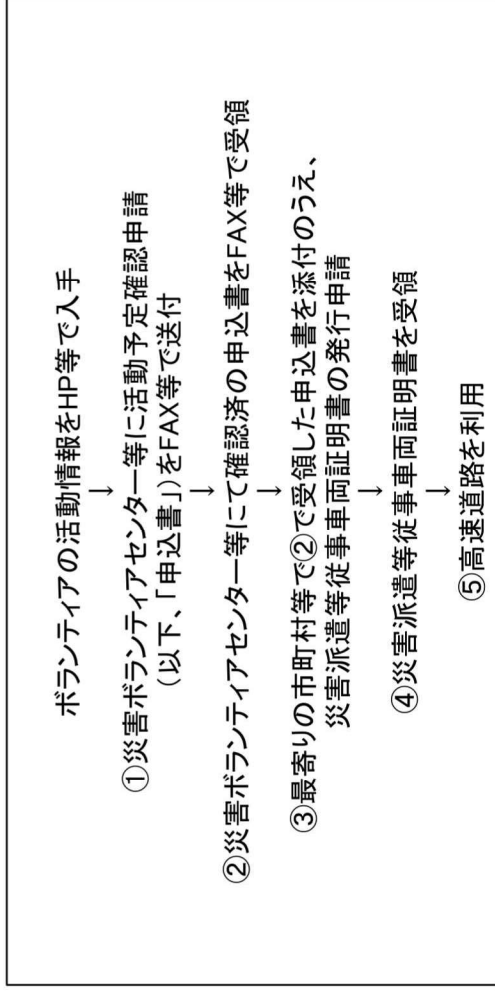


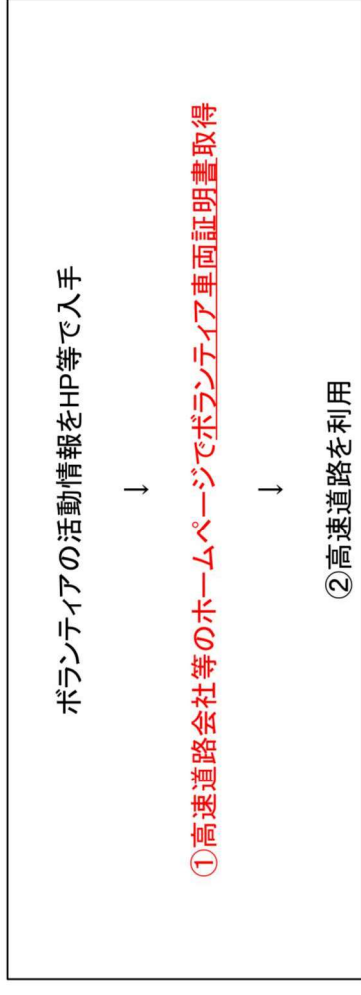
災害ボランティア車両の無料措置手続き簡素化の概要

別添資料

これまでの手続き方法

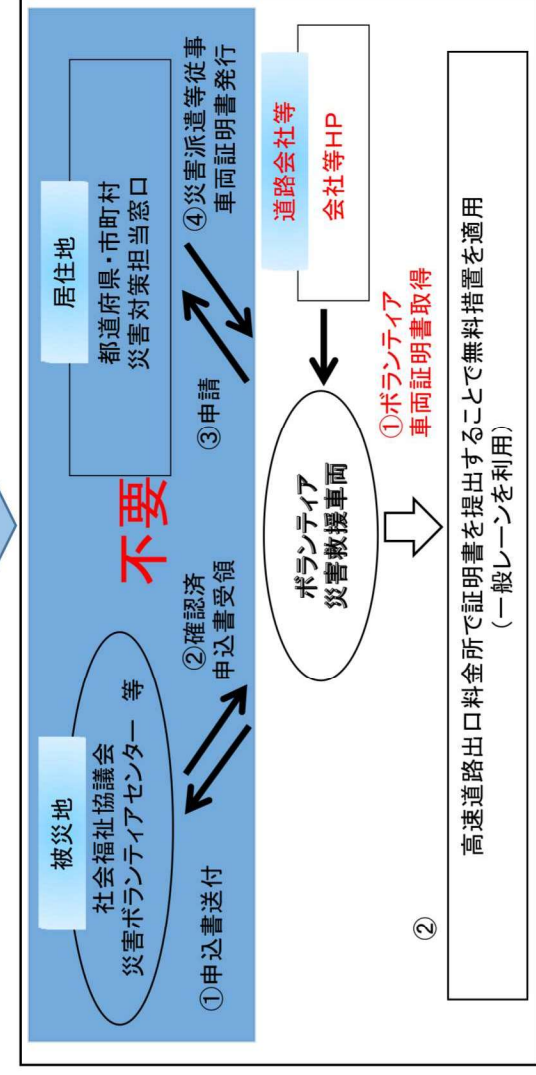
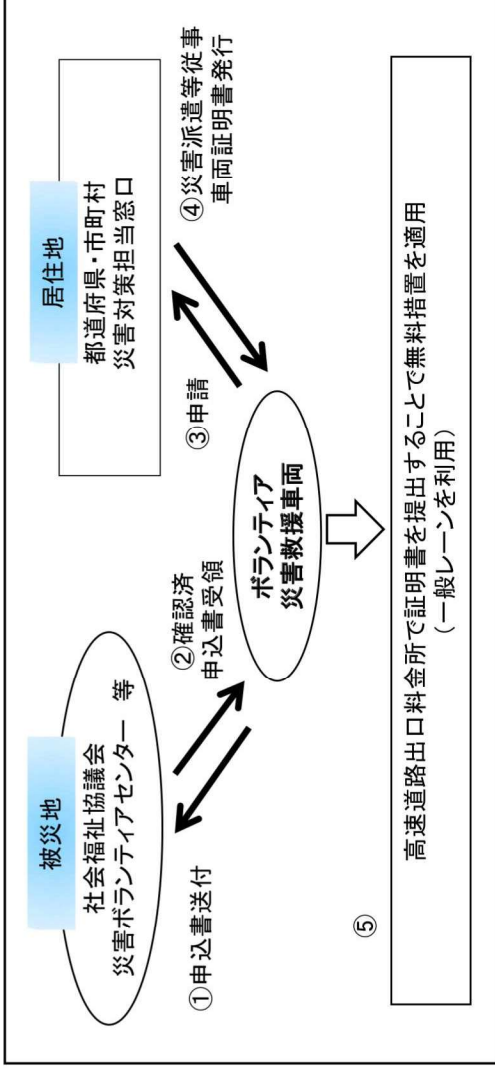


新たな手続き方法



※ボランティア活動を行う場合には災害ボランティアセンターへの登録が必要な場合があります。詳しくはボランティアセンターのHPをご確認ください。

(参考)イメージ図



ボランティア車両証明書(証明書)の利用方法(全体の流れ)

① 高速道路会社等HPから往復分の証明書を取得



② 証明書に必要事項を記入



③ 高速道路を利用(往路)、被災地の指定ICにて本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員に提出
(走行経路途中の本線料金所では、本人確認書類及び証明書を係員に提示のうえ、証明書に確認印の押印を受ける)



④ ボランティア活動実施



⑤ ボランティア活動終了時、災害ボランティアセンター等で証明書に「活動確認」の押印を受ける



⑥ 高速道路を利用(復路)、到着地(最終出口)のICにて本人確認書類を提示のうえ、証明書を係員に提出
(走行経路途中の本線料金所では、本人確認書類及び証明書を係員に提示のうえ、証明書に確認印の押印を受ける)

※ 往路のみの利用やボランティア以外の利用の場合、通行料金をいただきます。

ボランティア車両証明書
(往路用)



料金所通過確認印

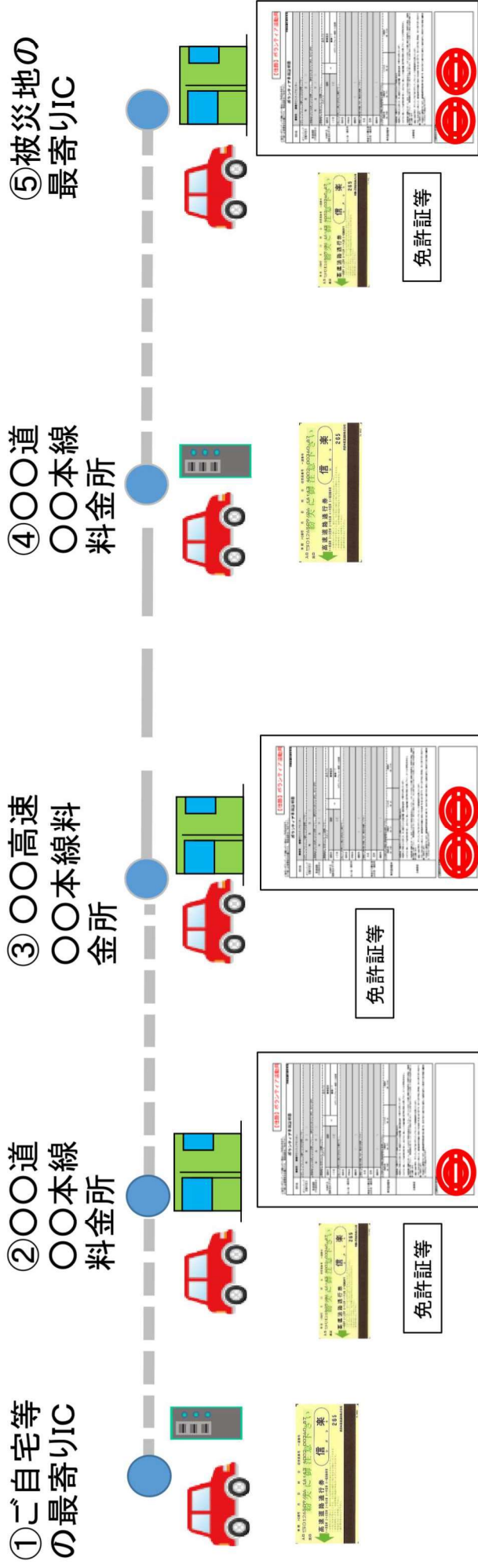
ボランティア車両証明書
(復路用)



ボランティア活動確認印

証明書の利用方法(具体例)

(例) ご自宅等の最寄りICから流入 → 他の高速道路会社を経由 → 被災地の最寄りICまで通行する場合



①一般レーンにて通行券をお受け取りください。

②通行券、証明書及び本人確認書類を係員にお渡しください。
本人確認を行い証明書に料金所印を押印のうえ、証明書及び本人確認書類をお返しください。

③証明書及び本人確認書類を係員にお渡しください。

本人確認を行い証明書に料金所印を押印のうえ、証明書及び本人確認書類をお返しください。

④一般レーンにて通行券をお受け取りください。

⑤通行券、証明書及び本人確認書類を係員にお渡しください。

本人確認を行い証明書に料金所印を押印のうえ、本人確認書類をお返しください。